

配当方針

1. 目的

- 1.1. 本配当方針（以下「**本方針**」といいます。）は、株式会社ダイナムジャパンホールディングス（以下「**当社**」といいます。）の取締役会（以下「**取締役会**」といいます。）が、
(i) 配当の宣言及び支払いの是非、並びに (ii) 当社の株主に支払われる配当の水準を決定するための原則及びガイドラインを定めることを目的とする。

2. 総則

- 2.1. 当社は、株主の皆様にご利益を享受していただくと同時に、運転資金の需要と将来の成長に対応するための十分な準備金を保持することを方針とする。通常、当社は中間配当と期末配当の年2回配当を実施する。
- 2.2. 当社は、連結業績に連動した株主への利益還元を重要課題の一つとして位置付ける。配当については、国際財務報告基準（I F R S）で計算された連結純利益の35%を下回らない配当を実施することを基本方針とする。

3. 原則及びガイドライン

- 3.1. 当社は、配当を宣言する前に、当社及びその子会社（総称して「**当社グループ**」）の以下の要素を特に考慮するものとする。
 - a. 当社グループの実際の財務実績及び予想される財務実績
 - b. 当社グループの事業又は財務実績及び財務状態に影響を及ぼす可能性のある一般的な経済状況その他の内部的又は外部的要因
 - c. 予想される運転資金需要、設備投資需要及び将来の拡張計画を含む、当社グループの事業運営戦略
 - d. 当社グループの流動性状況
 - e. 当社グループの利益剰余金及び配当可能利益準備金
 - f. 配当の支払いに関する法的又は法定の制限、及び
 - g. 取締役会が適切と認めるその他の要素。
- 3.2. 配当金の宣言及び支払いは、取締役会の単独の裁量により、当社の定款及び適用される全ての法令並びに上記の要素に従って決定されるものとする。いかなる年度においても、配当金が宣言または分配される保証はない。
- 3.3. 当社は、現金その他の取締役会が適切と認める方法により、配当を宣言し支払うことができる。

- 3.4. 本方針は、当社が特定の金額の配当を支払うという法的拘束力のある約束を構成するものではなく、また、当社が、特定の時点又は随時、配当を宣言することを義務付けるものでもない。

4. 本方針の開示

- 4.1. 本方針は当社ウェブサイトに掲載し、一般に公開する。
- 4.2. 本方針の概要は、毎年当社の年次報告書に含まれるコーポレートガバナンス報告書に掲載される。

5. 本方針の見直し

- 5.1. 本方針は、継続的な有効性を確保するために、随時見直され、修正される。

(制定／改廃)

1. 2012年5月20日に採択
2. 2026年4月1日に改正